

大津市障害児等保育事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育所等の設置者（国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）が障害児等の保育に対応することを目的として保育士等を配置するのに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。）、幼保連携型認定こども園（認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）、保育所型認定こども園（大津市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第1号）第5条第4項に規定する保育所型認定こども園をいう。以下同じ。）及び幼稚園型認定こども園（同条例第5条第5項に規定する幼稚園型認定こども園をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 保育士等 保育所の保育士、幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師並びに保育所型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の職員（子どもの教育及び保育に従事する職員に限る。）をいう。
- (3) 障害児等 大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第52号）第36条第3項に規定する障害児等をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による大津市障害児等保育事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、保育所等の設置者とする。

(補助事業等)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、保育所等を利用する障害児等の保育に対応するための保育士等の配置に係る事業とする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、その保育が著しく困難な重度の障害を有する乳幼児（以下「重度障害児」という。）を保育するために重度障害児1人につき1人の、その他の障害児等（以下「その他障害児等」という。）を保育するためにその他障害児等3人につき1人の保育士等を配置するために要する経費とする。ただし、当該経費について、こども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の施設型給付費、同法第28条第1項の特例施設型給付費若しくは同法附則第6条第1項の委託費の支払を受け、又は他の補助金の交付を受ける場合は、対象としない。
- 3 補助金の額は、補助対象経費の額とする。ただし、次の各号に掲げる障害児等の区分に応じ、当該各号に定める額（保育士等の配置が12月に満たないときは、当該額に配置月数を乗じた額を12で除して得た額）を上限とする。
 - (1) 重度障害児 その対応のために配置する保育士等1人につき3,480,000円
 - (2) その他障害児等 その他障害児等1人につき1,160,000円（その他障害児等が2人以下の場合にあっては、2,320,000円）

(交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定に

より市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市障害児等保育事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、添付を省略することができる。

- (1) 事業計画書兼経費明細書
- (2) その他市長が必要と認める書類
(決定通知書)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市障害児等保育事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市障害児等保育事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。
(事情の変更による取消通知書等)

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市障害児等保育事業費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市障害児等保育事業費補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市障害児等保育事業費補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市障害児等保育事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、添付を省略することができる。

- (1) 事業計画書兼経費明細書
- (2) その他市長が必要と認める書類
(承認通知書等)

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市障害児等保育事業費補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは大津市障害児等保育事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は大津市障害児等保育事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくは大津市障害児等保育事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

(実績報告書)

第10条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市障害児等保育事業費補助事業実績報告書（様式第12号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、添付を省略することができる。

- (1) 事業報告書兼経費明細書
- (2) 補助対象経費の支出の事実及び支出した金額を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類
(確定通知書)

第11条 規則第15条の規定による通知は、大津市障害児等保育事業費補助金確定通知書（様式第13号）により行うものとする。

(交付請求書)

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市障害児等保育事業費補助金交付請求書(様式第14号)とする。

(事前交付請求に係る交付請求書)

第13条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市障害児等保育事業費補助金交付請求書(様式第15号)とする。

(取消通知書)

第14条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市障害児等保育事業費補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により行うものとする。

(返還通知書)

第15条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市障害児等保育事業費補助金返還通知書(様式第17号)により行うものとする。

(帳簿の備付け)

第16条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後5年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、第16条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行し、改正後の第4条の規定は、令和3年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

大津市障害児等保育事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 所在地

名 称

代表者名

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市障害児等保育事業費補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 額 (内 訳)	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
添 付 書 類	(1) 事業計画書兼経費明細書 (2) その他市長が必要と認める書類

大津市障害児等保育事業費補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付けで申請のあった大津市障害児等保育事業費補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。 (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。 (4) 前各号に違反した場合は、補助金の一部又は全部の返還を命じることがある。

(注) 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第3号（第6条関係）

大津市障害児等保育事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付けで申請のあった大津市障害児等保育事業費補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市障害児等保育事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市障害児等保育事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 し 後 の 交 付 決 定 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第5号（第7条関係）

大津市障害児等保育事業費補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市障害児等保育事業費補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
決 定 内 容 又 は こ れ に 付 し た 条 件 を 変 更 す る 内 容	
変 更 を し た 理 由	

様式第6号（第8条関係）

大津市障害児等保育事業費補助事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 所在地

名 称

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市障害児等保育事業費補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	円
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 事業計画書兼経費明細書 (2) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第8条関係）

大津市障害児等保育事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

名 称

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市障害児等保育事業費補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
中 止（ 廃 止 ） す る 理 由	
中 止（ 廃 止 ） の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 事業計画書兼経費明細書 (2) その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第9条関係）

大津市障害児等保育事業費補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市障害児等保育事業費補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
承 認 し た 変 更 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第9号（第9条関係）

大津市障害児等保育事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市障害児等保育事業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
中 止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第10号 (第9条関係)

大津市障害児等保育事業費補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市障害児等保育事業費補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第11号（第9条関係）

大津市障害児等保育事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市障害児等保育事業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市障害児等保育事業費補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 所在地

名 称

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市障害児等保育事業費補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 (補 助 対 象 金 額)	円
添 付 書 類	(1) 事業報告書兼経費明細書 (2) 補助対象経費の支出の事実及び支出した金額を証する書類 (3) その他市長が必要と認める書類

大津市障害児等保育事業費補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市障害児等保育事業費補助事業について、次のとおり補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 (補 助 対 象 金 額)	円
交 付 確 定 金 額	円

様式第14号 (第12条関係)

大津市障害児等保育事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 所在地

名 称

代表者名

㊟

年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市障害児等保育事業費補助金
について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 確 定 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
添 付 書 類	

大津市障害児等保育事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 所在地

名 称

代表者名

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった大津市障害児等保育事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり事前に一括（分割）して交付を請求します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由	
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
添 付 書 類	

大津市障害児等保育事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市障害児等保育事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 (確 定) 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 し 後 の 交 付 決 定 (確 定) 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市障害児等保育事業費補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市障害児等保育事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日
補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。